

第4項 区の地球温暖化対策とエネルギー問題への対応

1 練馬区地球温暖化対策地域推進計画（平成21年3月策定）

(1) 策定の背景

区は、これまで、環境基本計画や「練馬区地域省エネルギービジョン（平成18年2月策定。以下「省エネビジョン」といいます。）」に基づき、省エネルギー対策、地球温暖化対策に取り組んできました。省エネビジョン策定以降は、京都議定書目標達成計画が改定され、国や東京都が中・長期的な温室効果ガスの削減目標や対策等を示した計画を策定するなど、地球温暖化への対応が変化してきています。

こうした中、区は、平成19年度から、省エネビジョンに代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして、練馬区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」といいます。）の策定作業に着手し、平成21年3月に策定しました。

(2) 目的・位置づけ・対象とする温室効果ガス

ア 目的と位置づけ

地域推進計画は、区全体に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的としています。区の自然的社会的条件に応じて、京都議定書目標達成計画や東京都環境基本計画を踏まえて策定されています。また、地球温暖化対策推進法に基づく計画であるとともに、区の環境基本計画に基づく個別計画でもあります。

イ 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類の温室効果ガスを対象とします。

(3) 区の温室効果ガス排出量

ア 温室効果ガス総排出量の推移

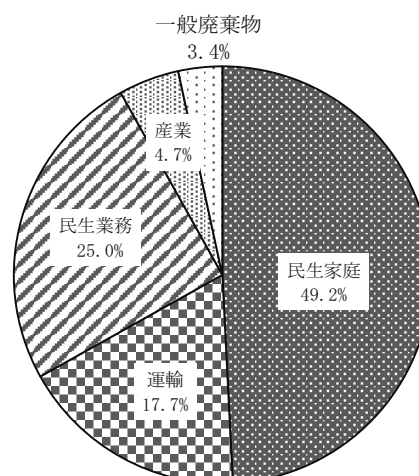
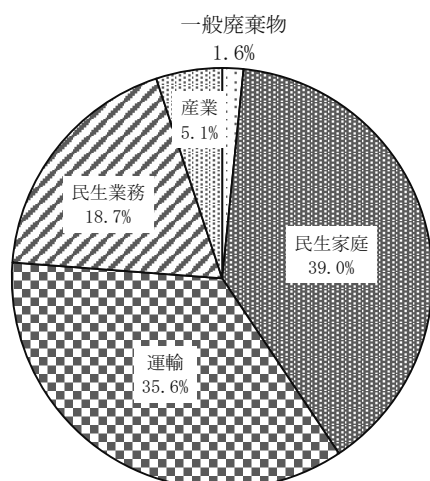
年度	基準年度 H12（2000） 実績値	H17（2005） 実績値	H22（2010） 実績値	H25（2013） 実績値
排出量 （千 t-CO ₂ eq）	2,020	2,024	2,034	2,273

イ 二酸化炭素の部門別排出量の推移

平成25年度（2013年度）の区内で排出された二酸化炭素のうち約92%は、民生家庭部門（一般家庭）、民生業務部門（事業活動）および運輸部門（自動車等）から排出されました。特に民生家庭部門と民生業務部門の排出量の占める割合が、平成12年度（2000年度）に比べ大きくなっています。

平成 12 年度（2000 年度）

平成 25 年度（2013 年度）



(4) 区の地球温暖化対策の課題と地域推進計画の基本理念・基本方針・目標

区内の温室効果ガス排出量は大部分が二酸化炭素であり、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門から排出されているという特性があります。

この特性に基づき整理した地球温暖化対策の課題と地域推進計画の基本理念、基本方針、目標は以下のとおりです。

ア 練馬区の特徴を踏まえた地球温暖化対策の主要な課題

- (7) 区民、事業者、区が一体となって、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門における省エネルギー対策に取り組んでいくこと。
- (8) 二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの利用を拡大していくこと。

イ 地域推進計画の基本理念および基本方針

地球温暖化対策の課題および省エネビジョンを踏まえ、つぎの基本理念、基本方針を掲げ、練馬区における地球温暖化対策を推進することとします。

基本理念
練馬から広げよう エコの“ ^わ 環”
基本方針
一人ひとりがエコライフに取り組みます あらゆる場面でエコに取り組みます みんなが手をつなぎ、温暖化防止に取り組みます

ウ 地域推進計画の目標

区における低炭素社会づくりを進めていくため、温室効果ガス削減目標を掲げます。

短期的目標
平成 24 年度（2012 年度）までに、平成 12 年度（2000 年度）比で 8% 削減 平成 12 年度（2000 年度）より 16 万 3 千 t を削減 区民 1 人 1 日あたり 0.6kg を削減
中長期的目標
平成 32 年度（2020 年度）までに、平成 12 年度（2000 年度）比で 25% 削減 平成 12 年度（2000 年度）より 50 万 5 千 t を削減 区民 1 人 1 日あたり 1.9kg を削減

(5) 地域推進計画の推進方策

地域推進計画の進行管理は、計画の企画・立案（Plan）、取組の実施および運用（Do）、実施結果の点検（Check）、計画の見直し（Action）という PDCA サイクルのプロセスに沿って進めます。

PDCA サイクルによる計画推進は、練馬区地球温暖化対策地域協議会、練馬区環境審議会および区の関係部課長で構成する練馬区地球温暖化対策推進本部が担います。

(6) 練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）

区内の日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制に必要な取組を協議し、企画・実施するため、平成 22 年 5 月に設立されました。

平成 23 年度に区民公募により、「ねり☆エコ」という愛称になりました。

練馬区をはじめ、区民団体、事業者団体、教育関係者、学識経験者、行政関係機関など 30 会員で構成されています。

平成 27 年度には「ねりま・エコスタイルフェア」のほか、国が定める環境月間や地球温暖化防止月間、省エネルギー月間に合わせ、「温暖化による異常気象」、「宇宙から見た地球の現状」、「電力小売全面自由化」をテーマとする講演会を行いました。また区民向けに、くらしのエネルギー・スキルアップ講座（全 8 回）の開催、小学 3 年生から中学 2 年生を対象に絵はがき作品を募集する「こどもエコ・コンクール」などの事業を実施し、啓発活動を進めました。さらに地球温暖化対策に寄与する民間イベントの後援、地域イベントへの協力など、節電・省エネ・省資源を働きかけ、温室効果ガスの排出抑制を啓発しています。

2 練馬区エネルギービジョン（平成 28 年 3 月策定）

(1) 策定の背景

これまで国家的、広域的課題とされてきたエネルギー政策を、基礎的自治体である練馬区が行政計画として取り上げるのは、東日本大震災などを背景とする大きな時代の変化があったことによります。

従来の大規模集中型電力システムの災害時における安定供給面での脆弱性と、全体としてのエネルギー効率の限界が明らかになるとともに、小型発電機やコジェネレーション等の分散型発電技術が飛躍的に発展しました。また、再生可能エネルギーの普及拡大や、水素エネルギーをはじめとする次世代エネルギー活用への期待も高まっています。

こうした中、有識者や事業者からなる「(仮称)練馬区エネルギービジョン検討会議」による検討を、平成 26 年 9 月から始めました。その後、区民の意見を反映させ、練馬区エネルギービジョン(以下「エネルギービジョン」といいます。)を平成 28 年 3 月に策定しました。

(2) 目的・位置づけ

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の実現をめざし、災害時のエネルギーセキュリティの確保、効率的で低炭素なエネルギーの確保という二つの観点から、エネルギー政策を展開します。

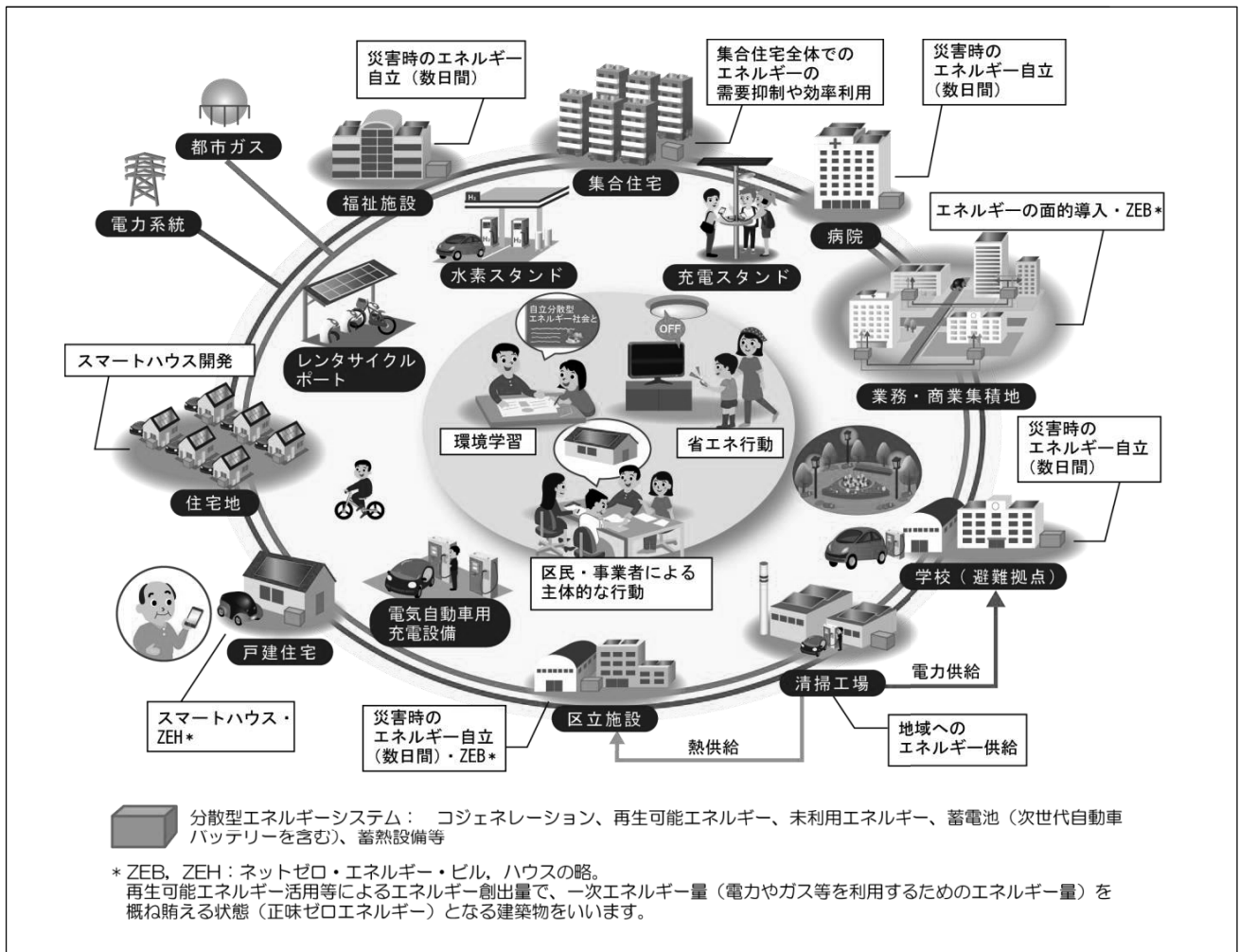


ア 自立分散型エネルギー社会の将来像

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の理想的な姿として、練馬に関わるすべての主体が共有できるよう将来像を描きました。

将来像の主な要素となる3つの観点をも、「生活」（区民生活や事業活動）、「社会」（区民等を後押しする社会の仕組み）、「空間」（住宅や街なみなど具体的な活動の場）と定義し、それぞれのめざす姿を示しました。

平成40年代初頭にめざす練馬区における自立分散型エネルギー社会の将来像



<p>区民生活や事業活動 [生活]</p> <p>① 区民・事業者の間で、身近な省エネルギー対策が定着しています。</p> <p>② エネルギー効率に優れた建物や製品等を優先的に選択する行動が定着しています。</p> <p>③ 災害時のエネルギー確保への備え（設備、行動）が定着しています。</p>
<p>区民等を後押しする社会の仕組み [社会]</p> <p>① 省エネ型の建物、製品およびサービスの選択を促すインセンティブ制度等が機能しています。</p> <p>② 災害時には区内のエネルギー供給施設を皆で共有できる仕組みが整っています。</p>
<p>住宅や街なみなど具体的な活動の場 [空間]</p> <p>① 先導的な分散型エネルギー拠点が区内の数か所に実現しています。</p> <p>② 家庭、事業所、区立施設では、各々の特性や目的に応じてエネルギーを組み合わせています。</p> <p>③ みどり豊かで誰もが移動しやすい、低炭素で省エネルギー型のまちを形成しています。</p>

イ エネルギービジョンの位置づけ

エネルギービジョンは、今後の区政運営の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン ～新しい成熟都市・練馬をめざして～」(平成27年3月策定)を上位計画とする、エネルギー政策に関する個別計画です。エネルギービジョンに示す取組は、みどりの風吹くまちビジョンの戦略計画に基づく取組を中心に構成したものです。

(3) 計画期間

エネルギービジョンは、国や東京都のエネルギー対策との整合や連携を図りながら進めるため、平成40年代初頭までの期間を対象とします。

なお、今後もエネルギー情勢の変化や技術革新の進展が予想されることから、取組の状況を踏まえながら、概ね5か年ごとにエネルギービジョンを見直します。

次項目で示す取組は最初の5か年となる平成27年度から平成31年度までのもので、「みどりの風吹くまちビジョン」の戦略計画との整合を図りながら推進します。

(4) 取組の柱立て

エネルギービジョン実現への取組の柱立ては、「災害時のエネルギーセキュリティの確保」「分散型エネルギーの普及拡大」「省エネルギー化の推進」「区民とともに進める取組」の次の4点とし、重点的に取り組む事業を示しました。

ア 災害時のエネルギーセキュリティの確保

- ① プラグインハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車の避難拠点などでの緊急電源利用
- ② 避難拠点等におけるエネルギー確保の充実
- ③ 区民・事業者に対する分散型エネルギーシステムの導入支援

イ 分散型エネルギーの普及拡大

- ① 全国を先導する地域コジェネレーションシステムの創設
- ② 分散型エネルギーシステムの導入支援
- ③ 再生可能エネルギーのさらなる活用

ウ 省エネルギー化の推進

- ① 省エネルギー機器・設備の導入支援
- ② 区立施設における省エネルギー化の推進
- ③ 省エネ型ライフスタイルへの誘導

エ 区民とともに進める取組

- ① 災害時のエネルギーセキュリティの確保
- ② 分散型エネルギーの普及拡大
- ③ 省エネルギー化の推進
- ④ 協働による着実な推進

3 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度*

太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムは、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設備の設置には多額の費用がかかります。

そこで、区では平成 18 年度から、これらの設備を設置した方に、その費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の区内への普及を促進しています。平成 22 年度から小規模事業者への補助、平成 25 年度からは管理組合への補助も行っています。

※ 平成 26 年度までの制度名は、「地球温暖化対策設備設置補助制度」



太陽光発電設備

《平成 27 年度 補助実績》

設備種類	補助内容 (1件あたり・上限)	実績*	
		件数(件)	金額(千円)
太陽光発電設備	7万円	164	11,480
強制循環式太陽熱利用システム	2.5万円	1	25
自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	2.5万円	37	925
ガスエンジン・コージェネレーションシステム (エコウィル)	2.5万円	0	0
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	7万円	554	38,780
蓄電システム	7万円	35	2,450
改修窓(窓の断熱改修)	2万円	30	599
直管形LED照明	2万円	1	20
合 計		822	54,279

※ 実績は住宅用・小規模事業者用の合計



家庭用燃料電池システム(エネファーム)



自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)